

共同産業株式会社

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男性社員と女性社員が同等の立場で、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和9年11月30日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標1：将来的に、「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、社内に掲示し制度の周知を図る。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年2月～ 育児休業等の取得状況の把握、検討開始
- 令和7年3月～ 育児休業等の制度についてパンフレットを作成し、制度の周知

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標2：技術職の女性を5人から7人以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年2月～ 女子学生からの応募を増やすため、就職説明会等で女性社員を活用したアピールを行う
- 令和7年6月～ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標3：年次有給休暇の取得日数を全体平均で年間15日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年3月～ 有給休暇取得奨励日を社員へ周知